

○麻痺性貝毒による二枚貝等の捕食生物の毒化について 法規集② P. 1820

食品衛生関係

平成16年4月13日
食安監発第0413003号
各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部（局）
長宛
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知

貝類の貝毒については、昭和55年7月1日付け環乳第29号「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」及び昭和56年8月11日付け環乳第62号「毒化した貝類の流通防止について」等、従来から様々な対策の推進につき御配慮いただいているところですが、今般、別添のとおり、農林水産省の研究事業（研究事業名：「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」）において、検体として採取された複数のトゲクリガニの肝臓から、貝類の規制値である4 MU/gを超える麻痺性貝毒が検出され、また、その毒化の機構として、麻痺性貝毒をもつ二枚貝をトゲクリガニが捕食することに起因することが示唆されました。

トゲクリガニに含まれる麻痺性貝毒に起因する食中毒事例はこれまで報告されていませんが、麻痺性貝毒による毒化が発生した海域周辺で採捕される二枚貝等の捕食生物についても注意を要すると考えられることから、今後は、下記のとおり取り扱うようよろしくお願いします。

なお、本件については、農林水産省と協議済みであるので念のため申し添えます。

記

- 1 二枚貝等において麻痺性貝毒による毒化が確認された海域を管轄する都道府県等においては、水産部局とも連携し、ヒトの食用に供する二枚貝等の捕食生物について、麻痺性貝毒に係る毒化実態の調査を積極的に実施すること。
- 2 上記1の調査における麻痺性貝毒の検査法は、昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」に定める麻痺性貝毒検査法によること。
- 3 上記検査の結果、二枚貝等の捕食生物において、その肝臓または付属肢筋肉等を含む可食部1g当たりの麻痺性貝毒の毒量が4 MU（マウスユニット）を超える場合にあっては、食品衛生法第6条第2号の規定に違反するものとして取り扱うこと。
- 4 上記検査の結果、食品衛生法違反が判明した場合には、当課あて速やかに連絡されたい。

別添 略

〔関連通知〕

麻痺性貝毒による二枚貝等の捕食生物の毒化について（平17. 12. 27厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡）

△ 戻る

(c) copyright chuohoki publishers 2005

○麻痺性貝毒による二枚貝等の捕食生物の毒化について

平成17年12月27日

各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部（局）
宛
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡

今般、別添のとおり農林水産省の研究事業（研究事業名：「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」）において、検体として採取された複数のイシガニの肝臓から、貝類の規制値である4MU/gを超える麻痺性貝毒が検出されたこと及びその毒化の機構として麻痺性貝毒をもつ二枚貝をイシガニが捕食することに起因することが示唆されました。

本件については、平成16年4月13日付け食安監発第0413003号においてヒトの食用に供する二枚貝等の捕食生物の取扱いを定めているところですが、今後イシガニにつきましても、留意されますようお願いいたします。

なお、本件については、農林水産省と協議済みであるので念のため申し添えます。

別添[PDF]

△戻る

(c)copyright chuohoki publishers 2005